

平成29年度

教育の重点

～ 人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育 ～

宇治田原町教育委員会

平成 29 年度 教育の重点

宇治田原町の教育は、人権尊重を基盤として、京都府教育委員会の指導の重点・宇治田原町教育大綱を踏まえ、「人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育」を理念とし、活力とうるおいのある未来を創るため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成、共生社会を目指すものである。

学校教育においては、本年度から本町の小・中学校の愛称を維孝館学園とし、小中一貫教育を推進する。

各学校では「育てたい子ども像」

○夢に向かって自ら学ぶ子

○つながり（絆）を大切にする子

○誇りを持ってふるさとを語れる子

の実現を目指すとともに、ふるさと宇治田原を愛し、未来に羽ばたく子どもを育成する。そのため、家庭・地域社会・関係諸機関等との連携・協働を基盤に、小・中学校 9 年間を見通した教育課程の中で、子どもたち一人一人の生命と人権、個性と能力を尊重した指導の充実を図る。

また、郷土に育つことに誇りを持ち、自信と意欲を持って明日のふるさとづくりを踏み出せるよう、地域の様々な人材を活用した教育を推進する。

社会教育においては、生涯にわたる学習課題を明確にし、学習機会の拡充を図るとともに住民の自発的な学習活動を推進する。

また、新しい時代の教育に対応し、人と人がつながる活力ある循環型の生涯学習体系を構築するため、学習成果を活かせる機会を増やし、ともに支え合い、高め合う社会総がかりの地域づくりに貢献できる活動を推進する。

学 校 教 育

各学校は、学習指導要領、「京都府教育振興プラン ～ つながり、創る、京の知恵 ～」及び宇治田原町教育大綱の理念の実現に向けて策定された「府学校教育の重点」・「町教育の重点」を踏まえ、学校の伝統や校風を大切にし、児童生徒にとっては魅力ある学校を、家庭や地域社会にとっては開かれた学校を目指す。

とりわけ、維孝館学園として小中一貫教育を推進するにあたり小・中学校の教職員がさらに組織的・有機的に取り組み、教育活動の充実を図る。

また、校長主導の学校体制の下、「新学習指導要領の趣旨を生かした小中一貫教育の実践と構築」を活動等方針とし、研究テーマ「人との関わりを大切にし、自己有用感を高める」を掲げ、義務教育9年間を通して、発達段階に応じた連続性のある指導により「基礎学力の定着と学力の向上」「規範意識の醸成による学習・生活習慣の確立」「豊かな人間性」等を目指す教育を推進する。

重点目標

重点目標1 維孝館学園としての小中一貫教育の推進

- (1) 育てたい子ども像の具現化 ⇨ 全取組と育てたい子ども像との連動
- (2) 教職員による研究の推進 ⇨ 全教職員でテーマに沿った研究
- (3) 9年間連続性のある指導の確立 ⇨ 発達段階に応じた指導を明確化(小・中9年間の指導計画を基に)
- (4) 保育所・幼稚園・小学校の連携 ⇨ 幼児期と児童期の円滑な接続

重点目標2 質の高い学力をはくくむ

- (1) 学習意欲の向上 ⇨ 魅力ある授業を提供
- (2) 学習規律の確立 ⇨ 小中一貫して規律を確立(「レッツ・スタディ宇治田原っ子」を基に)
- (3) 基礎・基本の定着 ⇨ 個に応じた指導(学力分析を基に)、家庭学習を充実
- (4) 学び方の充実 ⇨ エバーサルドesignの視点での授業改善、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブラーニングの視点等)の研究・実践
- (5) 言語活動の充実 ⇨ 全ての教科で言語活動がある授業の実施
- (6) 活用する力の育成 ⇨ 思考力・判断力・表現力を育成する授業の実施
- (7) 探究する力の育成 ⇨ 探究型学習の研究・実践
- (8) 英語教育の充実 ⇨ 小学校の外国語活動の充実、中学校での英検受験

重点目標3 人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

- (1) 人を思いやり尊重する心の育成 ⇨ 人権学習、道徳の授業改善
- (2) 豊かな感性・情緒の育成 ⇨ 心にしみる道徳（授業）や体験
- (3) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成 ⇨ 図書館司書、子ども司書による読書活動の推進
- (4) 伝統と文化の継承 ⇨ ふるさと学習の充実

重点目標4 たくましく健やかな身体をはぐくむ

- (1) 体力の向上 ⇨ 体育授業の充実、駅伝や部活動の活性化
- (2) 健やかな身体の育成 ⇨ 学校保健委員会の充実、計画的な食育指導

重点目標5 一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす

- (1) 魅力ある学校づくり ⇨ 町の自然、人材、組織等の教育資源の有効活用
- (2) 人権教育の推進 ⇨ 教職員の指導力の向上に向けた研修の充実
- (3) 特別支援教育の推進 ⇨ 保幼小中の繋がりのある支援体制の確立、合理的配慮の提供
- (4) キャリア教育の推進 ⇨ 年間指導計画に位置づけた計画的な指導
- (5) スポーツの推進 ⇨ クラブ活動・部活動等の充実

重点目標6 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- (1) 規範意識等の向上 ⇨ 法やルールに関する学習の実施
- (2) コミュニケーション能力の向上 ⇨ 発達の段階に応じた「ことばの力」の育成、全教育活動で充実
- (3) 公共の精神等の育成 ⇨ ボランティア活動による地域社会への貢献
- (4) 現代的課題への対応 ⇨ 情報機器利用の際のルールやマナーの徹底、地域に根ざした環境教育
- (5) グローバル化への対応 ⇨ ALT等を活用した交流体験等の充実、ふるさと学習の充実

重点目標7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- (1) 学校危機管理・安全対策の充実 ⇨ 安全教育の推進、危機対応能力育成
- (2) いじめや暴力行為の防止対策の充実 ⇨ 未然防止、早期発見・早期対応
- (3) 不登校の子どもへのきめ細やかな指導の充実 ⇨ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用等
- (4) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実 ⇨ 町単独の就・修学支援の充実
- (5) 学校施設整備の充実 ⇨ 定期的な安全点検と整備の充実

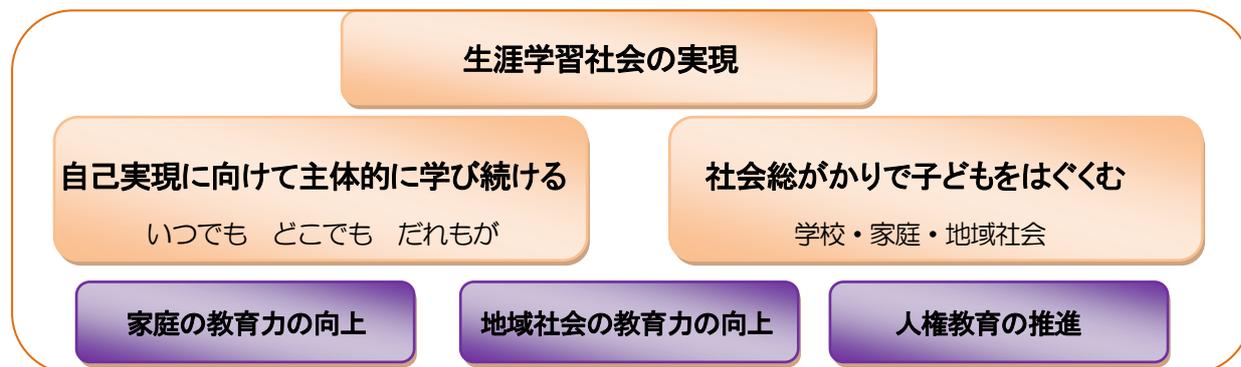
重点目標 8 学校の教育力の向上を図る

- (1) 信頼される学校づくり ⇨ 教員の質の向上、児童等の充実した学校生活
- (2) 開かれた学校 ⇨ 積極的な情報発信、定期的な学校公開
- (3) 校種間連携の充実 ⇨ 小中一貫教育の推進。専科教育等の充実
- (4) きめ細かな指導体制の充実 ⇨ 少人数授業等による一人一人への指導の充実
- (5) 学級経営の充実 ⇨ Q-Uを活用し、一人一人に焦点を当てた指導の充実
- (6) 生徒指導の充実 ⇨ 積極的な生徒指導の推進。いじめ防止の取組
- (7) 教育相談の充実 ⇨ スクールカウンセラーの活用、関係諸機関との連携推進
- (8) 質の高い教育環境の充実 ⇨ 図書室、情報機器の充実と有効活用
- (9) 教員の勤務環境づくり ⇨ 一人一人子どもに向き合える時間の確保

重点目標 9 教職員の資質能力の向上を図る取組を充実させる

- (1) 教職員としての使命と責任の自覚
 - ア 資質の向上 ⇨ 児童生徒の理解を深め、愛ある教育のための自己研鑽
 - イ 職責の遂行 ⇨ 児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応
 - ウ 組織的職責 ⇨ 教職員相互の連携・協働体制をもとにした教育の推進
 - エ 信頼の確立 ⇨ 使命と責任を自覚し、学校教育に対する期待に応える
- (2) 教職員研修
 - ア 学校の教育力の向上 ⇨ 若手教員、ミドルリーダーに対する研修の充実
 - イ 自己研鑽の充実 ⇨ 積極的な校外での研修への参加や自己研修
 - ウ 研究活動の充実 ⇨ 具体的な実践を通じた検証的な研究を推進
(小中一貫教育等)

社 会 教 育



社会教育においては、府の「社会教育を推進するために」や「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」等を踏まえ、社会のさまざまな教育機能を有機的に関連付け、人生の各時期に応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、住民が生涯にわたって学び続けることのできる学習環境の総合的な整備・充実を目指す。

また、学校、家庭、地域社会や関係機関・団体との連携を密にしなが、教育活動の企画・推進を図るとともに、生き生きとした人づくりを推進するため、以下のことを重点課題として社会教育の推進に努める。

重 点 目 標

重点目標1 住民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援

(1) 多様な学習情報・学習機会の提供

- ⇒ 「生涯学習情報誌」の発行
- ⇒ 生涯学習講座（グリーンライフカレッジ）の充実
- ⇒ 生涯の各時期に応じた学習機会の拡充及び社会教育と学校教育が連携した事業等の推進
- ⇒ 郷土愛を育む文化活動の推進、優れた文化芸術に親しむ機会の拡充、地域に根ざした文化芸術活動の充実

(2) 家庭の教育力の向上

- ⇒ 家庭教育に関する学習機会の充実
- ⇒ 学校・地域社会及び地域子育て支援センターなど関係機関・団体との連携・協働
- ⇒ ブックスタートなど乳幼児期から豊かな心を育む家庭教育の支援

重点目標2 連携・ネットワークによる生涯学習の推進

(1) 生涯学習の施策・取組のしくみづくり

- ⇒ 関係機関・団体との情報共有、連携・協働
- ⇒ 住民の学習要求と学習資源をつなぐコーディネーター等の人材育成
- ⇒ 現代的課題に関する学習や人権学習など体系的な取組強化

(2) 公共施設等の活用の促進

- ⇒ 町総合文化センター等公共施設等の特性を生かした活用の促進

重点目標3 人と地域がつながる生涯学習コミュニティの形成

(1) 地域社会の教育力の向上

- ⇒ 学習を通じて多様な人が集い、支え合うことで生まれる地域づくり、生涯学習コミュニティの形成のためのしくみづくり
- ⇒ 地域の教育力を生かした体験学習や学習活動に取り組む「放課後子ども教室推進事業（まなび茶ろん）及び「放課後児童健全育成事業（元気っ子クラブ）」の実施
- ⇒ 青少年対策協議会等関係団体との連携による青少年の健全育成
- ⇒ 子どもたちの「生きる力」を育み、地域の絆を深める「地域ぐるみ子育て推進事業（学社連携）」や「子ども会」への活動支援

(2) ボランティア活動の充実

- ⇒ 学習した成果を活かし、地域づくりへの貢献、社会総がかりの教育など、ボランティア活動の機会の拡充
- ⇒ 「まちの名人～あんな人、こんな人」登録の充実・活用

重点目標4 健康で豊かな心身をはぐくむ生涯スポーツの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動環境の整備

- ⇒ 生涯にわたり健康的で豊かなスポーツライフを送ることのできる環境整備

(2) スポーツを支える指導員の養成、ボランティア体制等の充実

- ⇒ スポーツを行う機会の創造とともに指導者の養成や事業を支えるボランティア体制の整備

放課後子ども総合プランに係る目標設定について

平成26年7月31日付け(26文科生第277号)で通知のあった放課後子ども総合プランに基づき、下記のとおり目標等を設定する。

1. 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

子ども・子育て支援事業計画(55ページ)						抜 粋
放課後児童健全育成事業:「量の見込み」の「確保の内容」及び「実施時期」【補正後】						
単位:人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	118	115	119	120	119	
低学年	60(89)	60(89)	66(98)	71(106)	70(105)	
高学年	58(84)	55(79)	53(77)	49(70)	49(70)	
②確保の内容	150	150	150	150	150	
②-①	32	35	31	30	31	

※①における()内の数値は、量の見込みの補正前の数値

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

平成28年度中に、下記(2)の取組を行うことで一体型とした。

(2か所中、2か所達成済み 100%)

- ・放課後子供教室 … 学校敷地内で実施 ・放課後児童クラブ … 学校敷地以外で実施
- (1) 2か所中、2か所とも通りを挟んだ向かいにあり児童が安全に移動でき、放課後子供教室に参加を希望する放課後児童クラブの児童も参加可能な状況。
- (2) 「放課後子ども教室運営委員会」組織に児童クラブ関係者が入り、より一層の連携を図っている。

3. 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

町内すべての小学校区で実施しており、今後も引き続き実施していく。

(2校(か所)中、2校(か所)整備済み 100%)

4. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- (1) 放課後児童クラブの指導員と放課後子供教室のコーディネーター等がより連携するなかでプログラムの内容を検討できるよう、学校区毎の打ち合わせの場を設けている。
- (2) プログラム終了後、放課後児童クラブに通う児童が安全に帰所できるよう、放課後児童クラブ指導員を配置している。(2校(か所)中、2校(か所))

5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活動に関する具体的な方策

両事業の実施主体である教育委員会担当者が、学校関係者と話し合う機会をもつなど、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明するなど引き続き理解を得て実施する。
また、放課後子供教室は、特別教室、体育館、図書室等の一時利用を引き続き促進する。

6. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

教育委員会及び健康児童課が連携し、引き続き総合的な放課後対策について検討する。

本町における両事業の実施主体は教育委員会
法の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議する「子ども・子育て会議」は、福祉部局が主体（事務局に教育委員会教育部長も入り福祉部局と連携している。）

7. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

保護者の労働実態やニーズについて調査・検討する。

現在 ・閉所時間…午後6時30分
・開所時間…午前7時30分（土曜・長期休業）（※）
参考：平成20年度に前後30分繰上・延長するなど開所時間延長に取り組んでいる。
※平成28年7月1日から30分繰上。